

## 目 次

## 津市告示

公示送達

津市斎場の使用料徴収業務の委託

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

市道路線の区域変更

市道路線の供用開始

公示送達

認可地縁団体の告示事項の変更

計量器の定期検査の実施

認可地縁団体の告示事項の変更

国民健康保険被保険者証の無効

津市議会定例会の招集

津都市計画の変更

津都市計画の変更

津都市計画の変更

津都市計画の変更

津都市計画の変更

津都市計画の変更

津都市計画の変更

津市保育所入所負担金収納事務の一部委託

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

公示送達

認可地縁団体の告示事項の変更

景観行政団体への移行

認可地縁団体の告示事項の変更

## 津市公告

開発行為に係る工事の完了

犬の抑留

犬の抑留

開発行為に係る工事の完了

道路位置指定

開発行為に係る工事の完了

開発行為に係る工事の完了

三重短期大学生活科学科専任教員の募集

犬の抑留

津市農業振興地域整備計画の変更

市有財産売却に係る一般競争入札の執行

## 津市教育委員会告示

津市教育委員会の開催

## 津市選挙管理委員会告示

参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における選挙人名簿の登録の移替え

津市告示第119号

下記の者の配当計算書謄本、充当通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成25年5月17日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○	○○ ○○	配当計算書謄本 充当通知書

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第120号

津市斎場の使用料の徴収業務の事務を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年5月17日

津市長 前 葉 泰 幸

徴収業務を行う場所	受 託 者	委託期間
久居庁舎	津市半田2540番地1 株式会社ニーズ	平成25年5月1日から 平成26年3月31日まで
河芸庁舎	津市久居新町631番地1-101 近畿ビルサービス株式会社三重営業 所	平成25年5月1日から 平成26年3月31日まで
芸濃庁舎	津市久居明神町1190番地 株式会社シティ警備	平成25年5月1日から 平成26年3月31日まで
美里庁舎	津市本町22番7号 東海警備保障株式会社	平成25年5月1日から 平成26年3月31日まで
安濃庁舎	津市久居明神町1190番地 株式会社シティ警備	平成25年5月1日から 平成26年3月31日まで
香良洲庁舎	津市久居射場町128番地 株式会社ワールド	平成25年5月1日から 平成26年3月31日まで
一志庁舎	津市久居明神町1190番地 株式会社シティ警備	平成25年5月1日から 平成26年3月31日まで
白山庁舎	津市久居射場町128番地 株式会社ワールド	平成25年5月1日から 平成26年3月31日まで

津市告示第121号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成20年津市告示第173号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成25年5月20日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

杜の街アカシアの丘自治会

三重県津市河芸町杜の街二丁目30番地19

代表者 松 村 航 太

2 変更に係る事項

代表者の住所及び氏名

変更前	三重県津市河芸町杜の街二丁目30番地1 水 谷 直 樹
変更後	三重県津市河芸町杜の街二丁目25番地4 松 村 航 太

3 変更の理由

任期満了により、平成25年4月1日新任のため。

4 変更年月日

平成25年4月1日

津市告示第122号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成17年河芸町告示第1440号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成25年5月20日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

中瀬自治会

三重県津市河芸町中瀬322番地

代表者 内 山 豊 志

2 変更に係る事項

主たる事務所の所在地

変 更 前	三重県津市河芸町中瀬307番地1
変 更 後	三重県津市河芸町中瀬322番地

3 変更の理由

規約変更のため。

4 変更年月日

平成25年4月7日

津市告示第 1 2 3 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 2 5 年 5 月 2 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 路線名 5 1 0 8 神戸久居第 2 号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市神戸字伊賀谷 2958 番地先から 津市神戸字伊賀谷 2965 番地先まで	旧	2.4~4.0	150.0
津市神戸字伊賀谷 2958 番地先から 津市神戸字伊賀谷 2965 番地先まで	新	2.4~4.0	150.0
津市神戸字伊賀谷 2958 番地先から 津市神戸字伊賀谷 2965 番地先まで	新	5.0~6.0	110.0

1 路線名 5 6 芸濃中学校線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市芸濃町椋本字目細 5606 番 1 地先 から 津市芸濃町椋本字横山 6829 番地先 まで	旧	11.6~19.4	63.0
津市芸濃町椋本字目細 5606 番 1 地先 から 津市芸濃町椋本字横山 6829 番地先 まで	新	11.6~40.0	63.0

津市告示第124号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年5月20日

津市長 前 葉 泰 幸

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
5108	神戸久居第2号線	津市神戸字伊賀谷 2958 地先から	平成25年 5月20日
		津市神戸字伊賀谷 2965 番地先まで	
56	芸濃中学校線	津市芸濃町棕本字目細 5606番1地先から	平成25年 5月20日
		津市芸濃町棕本字横山 6829番地先まで	

津市告示第125号

下記の者の国民健康保険料督促状は、住所居所不明のため、送達することができないので、国民健康保険法（昭和13年法律第60号）第78条により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険医療助成課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成25年5月20日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき 文書
○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○	○○ ○○	平成23・24年度 国民健康保険料督促 状



津市告示第126号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成22年津市告示第222号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成25年5月20日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

下多気区

三重県津市美杉町下多気2586番地6

代表者 黒 田 信 也

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変 更 前	海住克己 三重県津市美杉町下多気2805番地4
変 更 後	黒田信也 三重県津市美杉町下多気1448番地

3 変更の理由及び年月日

通常総会において、平成25年4月19日から新任

## 津市告示第127号

計量器の定期検査を次のとおり実施するので、計量法（平成4年法律第51号）第21条第2項の規定に基づき告示する。

平成25年5月22日

津市長 前 葉 泰 幸

### 1 定期検査の対象となる計量器

質量計のうち、計量法施行令（平成5年政令第329号）第2条第2号に定める非自動はかり、分銅及びおもり

### 2 検査日時及び場所

検査日	曜日	検査時間	検査場所
8月8日	木	10:30～12:00	津市美杉総合開発センター (津市美杉庁舎東隣)
8月13日	火	11:00～12:00	津市太郎生多目的集会所 (津市太郎生出張所西隣)
8月20日	火	10:30～12:00	津市白山庁舎
8月22日	木	10:00～12:00	津市橋南市民センター
8月23日	金	10:00～12:00	津市高茶屋市民センター
8月27日	火	10:00～12:00 13:00～14:00	津市香良洲公民館 (津市香良洲庁舎東隣)
8月29日	木	10:00～12:00 13:00～15:00	津市計量検査所 (津市本庁舎敷地内)
8月30日	金	10:00～12:00	津市久居庁舎南館車庫
9月3日	火	10:00～12:00	津市一志高岡公民館 (津市一志庁舎西隣)
9月4日	水	10:00～12:00	津市計量検査所 (津市本庁舎敷地内)

### 3 検査対象地域

津地域（修成地区、育生地区、南が丘地区、藤水地区、高茶屋地区、雲出地区）、久居地域、香良洲地域、一志地域、白山地域、美杉地域

津市告示第128号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年美杉村告示第85号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成25年5月22日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

多気地区

三重県津市美杉町上多気1031番地

代表者 海 住 富 士 子

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	海住佳子 三重県津市美杉町下多気342番地1
変更後	海住富士子 三重県津市美杉町下多気452番地

3 変更の理由及び年月日

通常総会において、平成25年4月27日から新任

津市告示第129号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成25年5月23日

津市長 前 葉 泰 幸

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
7110054	平成24年10月1日	平成25年5月7日
9228976	平成24年10月1日	平成25年5月8日
9223020	平成24年10月1日	平成25年5月16日

津市告示第130号

平成25年第2回津市議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年5月24日

津市長 前 葉 泰 幸

1 招集の日

平成25年5月31日

2 招集の場所

津市議会議事堂

津市告示第131号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供する。

平成25年5月24日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 都市計画の種類及び名称  
津都市計画用途地域
- 2 都市計画を定める土地の地区  
都市計画の図書において表示する。
- 3 縦覧場所  
津市都市計画部都市政策課

津市告示第132号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供する。

平成25年5月24日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 都市計画の種類及び名称  
津都市計画準防火地域
- 2 都市計画を定める土地の地区  
都市計画の図書において表示する。
- 3 縦覧場所  
津市都市計画部都市政策課

津市告示第133号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供する。

平成25年5月24日

津市長 前 葉 泰 幸

1 都市計画の種類及び名称

津都市計画地区計画

久居元町東地区地区計画

2 都市計画を定める土地の地区

都市計画の図書において表示する。

3 縦覧場所

津市都市計画部都市政策課



津市告示第134号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供する。

平成25年5月24日

津市長 前 葉 泰 幸

1 都市計画の種類及び名称

津都市計画地区計画

久居元町地区地区計画

2 都市計画を定める土地の地区

都市計画の図書において表示する。

3 縦覧場所

津市都市計画部都市政策課

津市告示第135号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供する。

平成25年5月24日

津市長 前 葉 泰 幸

1 都市計画の種類及び名称

津都市計画地区計画

久居元町西地区地区計画

2 都市計画を定める土地の地区

都市計画の図書において表示する。

3 縦覧場所

津市都市計画部都市政策課

津市告示第136号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供する。

平成25年5月24日

津市長 前 葉 泰 幸

1 都市計画の種類及び名称

津都市計画地区計画

ハーモニータウン地区地区計画

2 都市計画を定める土地の地区

都市計画の図書において表示する。

3 縦覧場所

津市都市計画部都市政策課

津市告示第137号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供する。

平成25年5月24日

津市長 前 葉 泰 幸

1 都市計画の種類及び名称

津都市計画地区計画

南が丘三丁目地区地区計画

2 都市計画を定める土地の地区

都市計画の図書において表示する。

3 縦覧場所

津市都市計画部都市政策課

津市告示第138号

津市保育所入所負担金収納事務の一部を次の者に委託したので、児童福祉法施行令第44条の2の規定により告示する。

平成25年5月24日

津市長 前 葉 泰 幸

1 受託者の名称及び所在地

別表のとおり

2 委託期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

## 別表

受託者の名称	所在地
白塚愛児園	津市白塚町5334番地
高田保育園	津市一身田町213番地4
津愛児園	津市桜橋三丁目45番地1
津カトリック保育園	津市西丸之内18番21号
清泉愛育園	津市南丸之内8番61号
さつき保育園	津市新町一丁目8番13号
三重保育院	津市柳山津興3310番地
三重保育院乳児保育所	津市柳山津興3310番地
ぼだいじ保育園	津市南中央10番18号
片田保育園	津市片田志袋町384番地
つ保育園	津市藤方2670番地
泉ヶ丘保育園	津市野田21番地817
大里保育園	津市大里睦合町609番地1
公園西保育園	津市長岡町9番地3
豊野保育園	津市一身田豊野1406番地129
ひかり保育園	津市半田1442番地1
藤水保育園	津市藤方1531番地
志登茂保育園	津市一身田平野361番地1
上浜保育園	津市上浜町五丁目150番地
はなこま保育園	津市高茶屋小森町4159番地
風の子藤水保育園	津市雲出島貫町1735番地5
すぎのこ保育園	津市久居中町336番地4
久居保育園	津市久居西鷹跡町365番地11
ゆたか保育園	津市河芸町中別保1656番地
さくら保育園	津市河芸町影重1140番地1
杜の街ゆたか保育園	津市河芸町杜の街一丁目1番地3
美里さつき保育園	津市美里町五百野1617番地1
みらいの森ゆたか園	津市河芸町三行989番地
第二はなこま保育園	津市高茶屋小森上野町778番地
風の丘藤水保育園	津市戸木町4607番地

こどもの杜ゆたか園

津市一身田大古曾 1 7 1 5 番地 1

津市告示第139号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成17年一志町告示第12号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成25年5月27日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

岩垣内自治会

三重県津市一志町波瀬4238番地

代表者 池 下 兼 次

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	池 下 兼 次 三重県津市一志町波瀬4238番地
変更後	仲 本 憲 司 三重県津市一志町波瀬4058番地

3 変更年月日

平成25年3月16日

4 変更の理由

地縁による団体の代表者が、平成25年3月16日の定期総会において新任されたため



津市告示第140号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成20年津市告示第20号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成25年5月30日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

片田久保町自治会

三重県津市片田久保町477番地1

代表者 田中 源郎

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	辻本 克美 三重県津市片田久保町219番地1
変更後	田中 源郎 三重県津市片田久保町477番地1

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成25年3月31日の総会において改選されたため。

津市告示第141号

下記の者の国民健康保険料督促状は、住所居所不明のため、送達することができないので、国民健康保険法（昭和13年法律第60号）第78条により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険医療助成課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成25年5月30日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○	○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○	平成24年度国民健康保険料督促状

津市告示第142号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成17年白山町告示第60号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成25年5月30日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

白山町小杉自治会

三重県津市白山町小杉191番地

代表者 中 西 毅

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	高 口 清 三重県津市白山町小杉196番地
変更後	中 西 毅 三重県津市白山町小杉395番地

3 変更の理由及び年月日

平成25年3月31日に、代表者が総会において新任されたため。

津市告示第143号

景観法（平成16年法律第110号）第7条第1項ただし書の規定に基づき  
景観行政団体となることについて、同法第98条第3項の規定に基づき、次の  
とおり告示する。

平成25年5月31日

津市長 前 葉 泰 幸

1 景観行政団体になる日

平成25年7月1日

津市告示第144号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成23年津市告示第186号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成25年5月31日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

栗真町屋町連合自治会  
津市栗真町屋町1357番地7  
代表者 幾田 宗男

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	奥山 憲史 三重県津市栗真町屋町873番地
変更後	幾田 宗男 三重県津市栗真町屋町1357番地7

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成25年5月12日の定期総会において改選されたため。

津市公告第74号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成25年5月16日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日  
平成25年5月14日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
津市河芸町杜の街一丁目～五丁目地内（第7-1工区）
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
津市丸之内9番18号  
三交不動産株式会社  
取締役社長 森口 文生

津市公告第75号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成25年5月20日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 抑留日 平成25年5月14日
- 2 抑留期間 平成25年5月21日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 安濃町 安濃	雑種	黒白	雄	中型	91日 以上	首輪なし

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課  
電話 059-229-3282  
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課  
電話 059-223-5192

津市公告第76号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成25年5月20日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 抑留日 平成25年5月15日
- 2 抑留期間 平成25年5月22日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 久居新町	雑種	黒茶	雄	中型	91日 以上	首輪なし

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192



津市公告第77号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成25年5月22日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日  
平成25年5月17日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
津市川添町11番1
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
津市羽所町556番地ビッグウェイビル  
有限会社ビッグウェイブ  
代表取締役 西村 卓也

津市公告第78号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定しましたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により次のとおり公告します。

平成25年5月24日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 指定にかかる道路の種類  
第42条第1項第5号
- 2 指定の年月日  
平成25年5月23日
- 3 指定道路の位置  
津市大園町59番117
- 4 指定道路の延長及び幅員  
延長 26.0メートル  
幅員 5.0メートル

津市公告第79号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成25年5月28日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日  
平成25年5月24日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
津市垂水字門田716番ほか16筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
鈴鹿市池田町1140番地の6  
株式会社イケダエステート  
代表取締役 田中 久司

津市公告第 80 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 25 年 5 月 28 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日  
平成 25 年 5 月 27 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
津市垂水字法ヶ広 1820 番ほか 13 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
津市久居野村町 506-4  
株式会社プラスワン  
代表取締役 神田 孝之

津市公告第 8 1 号

三重短期大学の教員を次のとおり募集する。

平成 2 5 年 5 月 2 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 専門分野  
教育学
- 2 担当科目  
次の①及び②の科目  
①「教育の基礎理論」、「教育実習」、「事前・事後の指導」、「教職実践演習」  
②その他関連科目（「道德教育の研究」、「人間形成論」等）から複数科目
- 3 採用職  
教授、准教授又は講師
- 4 採用人員  
1 人
- 5 応募資格  
大学院において当該科目に関する研究領域を専攻した者で、修士または博士の学位を有する者、もしくは同等以上の研究上の能力を有する者。
- 6 採用時期  
平成 2 5 年 1 0 月 1 日（予定）
- 7 給与  
津市職員の給与に関する条例等の定めるところにより支給する。
- 8 公募締切  
平成 2 5 年 7 月 2 2 日（月）（午後 5 時までに必着のこと。）
- 9 面接日  
平成 2 5 年 8 月 1 9 日（月）（面接予定者には、同月 6 日（木）又は同月 7 日（金）に電話又はメールで連絡する。なお、交通費は支給しない。）
- 10 提出書類
  - (1) 応募書類一覧表
  - (2) 履歴書（写真を貼付し、連絡先を明記すること。）
  - (3) 教育研究業績書
  - (4) 主要業績3点の現物またはその写し（3点のみ同封すること）
  - (5) 主要業績3点についての概要（各800字程度）
  - (6) 教育・研究に関する抱負（1000字程度）

- \* 推薦状がある場合は添付すること。
- \* 面接を受ける者は、面接時に最終学歴を証明する書類を提出すること。
- \* (3)の教育研究業績書は指定の様式を使用すること。  
(本学ホームページ (<http://www.tsu-cc.ac.jp>) よりダウンロード可)

11 選考方法

本学教授会において、審議のうえ決定する。

12 その他

採用された日以降は津市又はその周辺等に居住できること。

13 書類提出先

〒514-0112

三重県津市一身田中野157番地

三重短期大学学長宛

(封筒の表に、「教育学専任教員応募書類在中」と朱書きすること。)

14 問い合わせ先

三重短期大学事務局

電話 059-232-2341 (代)

FAX 059-232-9647

E-mail 232-2341@city.tsu.lg.jp

津市公告第 8 2 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 2 5 年 5 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 抑留日 平成 2 5 年 5 月 2 5 日
- 2 抑留期間 平成 2 5 年 6 月 3 日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市城山	ポメラニア ン	黒	雄	小型	9 1 日 以上	首輪なし

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課  
電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2  
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課  
電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 8 3 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 1 項の規定により津市農業振興地域整備計画を別冊のとおり変更し、同条第 4 項において準用する同法第 1 1 条第 2 項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を別紙のとおり公告します。

なお、別冊及び別紙は省略し、津市農林水産部農林水産政策課に備え置いて縦覧に供します。

平成 2 5 年 5 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸



津市公告第 8 4 号

次のとおり一般競争入札を執行しますので、津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により公告します。

平成 2 5 年 5 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 入札に付する事項

- (1) 件名 市有地売却に係る一般競争入札
- (2) 物件の概要

物件番号 (区分番号)	所在地	地目	面積	区域区分等
1	津市河芸町上野字 鐘鑄場 3339 番 138	宅地	256.52 m <sup>2</sup>	市街化調整 区域
2	津市安濃町田端上 野字畑田 8 番 2	雑種地	200.00 m <sup>2</sup>	都市計画区 域内（非線 引）

2 入札参加の資格

入札に参加できる者は、個人及び法人とし、次のいずれにも該当しない者  
とします。

- (1) 地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定による市町村民税（同法  
の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）、固定資産税及び軽自動車  
税を滞納している者
- (2) 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 8 条の 3 第 1 項に規定す  
る公有財産に関する事務に従事する津市職員
- (3) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項又  
は第 2 項各号に該当すると認められる者
- (4) 津市が定める津市インターネット公有財産売却ガイドライン及びヤフオ  
ク！に関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7  
号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該

当する者又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

- (6) 暴力団員に該当する者又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいう。）である法人
- (7) 暴力団員がその経営に実質的に関与している法人
- (8) 当該物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
- (9) 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
- (10) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
- (11) 暴力団又は暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有している者
- (12) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (13) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者
- (14) 20歳未満の者
- (15) 日本語が理解できない者
- (16) 日本国内に住所及び連絡先がない者

### 3 入札参加申込み

#### (1) 入札参加仮申込み

##### ア 仮申込期間

平成25年5月31日（金）13時から6月19日（水）14時まで

##### イ 仮申込の方法

ヤフー株式会社の提供するインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という。）から行います。

#### (2) 入札参加申込み（本申込み）

##### ア 申込期間

平成25年5月31日（金）13時から6月19日（水）14時まで

##### イ 申込の方法

仮申込みを行った後、次の書類を津市政策財務部財産管理課へ提出してください。

(3) 入札参加申込みに伴う提出書類

ア 公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（以下「申込書」という。）

津市ホームページから、所定の様式を出力の上、実印で押印のこと。

イ 住民票の写し（法人の場合は、履歴事項全部証明書）

ウ 印鑑登録証明書（法人の場合は、印鑑証明書）

印鑑登録証明書（印鑑証明書）は申込書に押印のものとしします。

エ 市町村税完納証明書

※ 完納証明書を発行していない市町村の場合は、以下の証明書

- ・ 市町村民税の納税証明書又は非課税証明書（平成23年度分及び平成24年度分）
- ・ 固定資産税の納税証明書又は非課税証明書（平成24年度分及び平成25年度分）

オ 委任状、受任者本人の印鑑登録証明書及び住民票（代理人により入札に参加する場合のみ）

カ 共同入札申出書（一つの財産を複数の者で共有する目的で入札参加する場合のみ）

※ 提出書類のうち、イ、ウ、エについては、いずれも申込日において、発行後3か月以内のものに限ります。

※ 複数物件を申し込まれる場合は、提出書類ア、オ、カについては物件ごとに1部提出、イ、ウ、エについては、1部のみ提出してください。

※ 共同入札する場合は、共同入札者全員の住民票の写し及び印鑑登録証明書並びに共同入札申出書を提出することが必要です。

※ 一度ご提出いただいた書類は、理由にかかわらず一切返却できません。

(4) 入札参加申込みに当たっての留意事項

ア 売払物件については、現状での引渡しとなります。現状とは、「物件の現在における状況の姿のまま」との意味であり、その状況を承知の上入札してください。申込みに当たっては、関係公募などの閲覧により十分に調査を行い、必ず現地を事前に確認してください。

イ 売払物件への建物の建築の可否については、購入者が関係機関へ確認を行うものとしします。

また、進入路、敷地出入口などの加工は、購入者が関係機関に確認の上、建築基準法、都市計画法及び道路法などの関係法令に従い、購入者の負担により行うこととなります。

ウ 落札後の契約及び所有権移転登記は、原則として、申込書に記載された申込者及び共同入札申出書に記載された共有者の名義で行います。

エ 共有で申込みをされる場合、共有者全員が、入札参加の資格を有することが必要です。

オ 入札参加申込物件の変更及び取り下げは、申込みの受付期間内に限って行うことができます。

カ 申込受付は、郵送（書留等の記録が残る方法で送付してください。）又は直接持参の方法により行ってください。電話（ファックスを含みません。）等による申込受付は行いません。

キ 入札参加申込手続が完了したときは、「本申込完了」に係る電子メールを送信します。

#### 4 現地説明会

入札物件の現地説明会は開催しませんので、御了承ください。

※ 随時入札対象物件の敷地を見ていただくことは可能です。

#### 5 予定価格（最低入札価格）と入札保証金

物件 番号 (区分 番号)	所在地	予定価格 (最低入札価格)	入札保証金の額
1	津市河芸町上野 字鐘鋳場 3339 番 138	6,004,050円	600,405円
2	津市安濃町田端 上野字畑田 8 番 2	1,132,050円	113,205円

- (1) 入札参加希望者は、入札保証金として、上表の右欄に掲げる金額を入札開始3開庁日前（平成25年6月28日（金））までに、津市が指定する金融機関口座に納付してください。金融機関口座については、入札参加仮申込み手続を津市が確認した後、電子メールでお知らせします。

- (2) 入札保証金は、入札の終了後に所定の手続を経て、申込書にて指定された金融機関口座への振込みにより返金します。  
ただし、落札者については、契約保証金へ充当します。
- (3) 入札保証金には、利息を付しません。
- (4) 落札者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときは、入札保証金は、津市に帰属することとなります。

## 6 入札及び開札

- (1) 入札期間  
平成25年7月3日（水）13時から7月10日（水）13時まで
- (2) 開札  
平成25年7月10日（水）13時以降に行います。
- (3) 入札方法  
売却システムから入札価格を登録して行います。（入札は一度のみ可能です。）
- (4) 入札をなかったものとする取り扱い  
入札参加の資格を満たさない者が行った入札について、当該入札を取り消し、当該入札がなかったものとして取り扱うことがあります。
- (5) 入札の中止等  
不正な行為により一般競争入札の公正な競争が妨げられると判断される場合又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止することがあります。

## 7 落札者の決定

- (1) 売却システムでの入札において、津市が定める予定価格以上の最高の価格の入札者をもって落札者と決定します。  
なお、予定価格については、最低入札価格とします。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、売却システムにおける自動抽選で落札者を決定します。
- (3) 落札者には、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。
- (4) 入札参加の資格を満たさない者が落札した場合又は入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。

## 8 契約に付す条件

買受人に対しては、契約において次の条件を付します。

### (1) 用途制限

落札者は、落札した物件を次の用途に供してはなりません。この事項に違反したときは、津市は、売払物件を買戻しすることができます。

この場合、利息を付さずに契約金額で買戻しするものとします。

なお、この金額には買受人が投下した一切の費用は、含みません。

ア 暴力団の事務所の用途

イ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第4条第1項に規定する無差別大量殺人行為に係る用途

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食等営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業に係る用途

### (2) 契約の解除

ア 買受人が契約書の各条項に違反したとき、又は契約に定められた義務を履行しないときは、津市は契約を解除することができます。

イ 上記により契約が解除されたときは、買受人は、津市の指定する期間内に自己の費用で土地を原状に回復して、津市に引き渡さなければなりません。

## 9 契約

### (1) 契約の締結

落札者決定後、落札者は津市と契約を締結します。契約手続等の具体的な方法については、追って連絡いたします。

### (2) 契約書等の提出書類

ア 契約書

津市から2部送付しますので、2部ともに署名・押印を行い、1部のみに収入印紙を貼付の上、2部とも平成25年7月30日（火）までに提出してください。津市による記名・押印後、1部を落札者へ返送します。契約は、津市が、落札者より返送された契約書に記名押印したとき確定します。

- イ 契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書
  - ウ 所有権移転登記嘱託請求書
  - エ 市町村が発行する身分証明書（法人の場合は不要）
  - オ 登録免許税法（昭和42年法律第35号）に定める登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書
- 物件毎の登録免許税額は次のとおりです。

物件番号 (区分番号)	所在地	登録免許税額
1	津市河芸町上野字鐘鋳場 3339番138	76,500円
2	津市安濃町田端上野字畑 田8番2	16,900円

※ 提出書類のうち、イ及びウについては、津市ホームページから印刷できます。

### (3) 契約保証金

- ア 落札者から提出された契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書に基づき、入札保証金の全額を契約保証金に充当し、その後、契約保証金の全額を売払代金に充当します。
- イ 契約者が売買代金を支払期日までに納入しないなどの理由により、契約を解除した場合は、契約保証金は津市に帰属します。

## 10 売買代金の支払期限等

売買代金{売買代金から契約保証金（入札保証金）を差し引いた残額}は、平成25年8月1日（木）14時までに、次の方法のいずれかで津市へ納付しなければなりません。

- (1) 津市が用意する納付書による納付
- (2) 津市が指定する金融機関口座への振込みによる納付
- (3) 現金の直接持参（持参したその日に納入手続を行いますので、開庁日の14時までに、津市政策財務部財産管理課へ持参してください。）

## 11 所有権の移転等

- (1) 売買代金の全額納付があったときに所有権が移転するものとし、移転完了後に土地を引き渡すものとしします。

- (2) 売払物件は、現状のまま引き渡すものとし、契約締結後、瑕疵が発見された場合、津市は一切の責任を負いません。
- (3) 所有権の移転登記は津市が行いますが、所有権の移転登記に必要な登録免許税額（収入印紙）は、落札者の負担となります。

## 12 契約費用及び公租公課等

次に掲げる費用については、すべて買受人の負担となります。

- (1) 契約書に貼付する収入印紙（契約金額により変動します。）
- (2) 所有権の移転登記に必要な登録免許税等
- (3) 所有権移転後の公租公課
- (4) その他契約に要する費用
- (5) 物件引渡以後に必要な費用

## 13 その他

- (1) 入札に参加しようとする方は、記載された事項について熟知しておいてください。
- (2) 建物を建築するに当たっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）等による指導がなされる場合がありますので、あらかじめ関係機関で確認してください。

### □問い合わせ先

津市政策財務部 財産管理課

電話番号 059-229-3125



津市教育委員会告示第8号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成25年5月17日

津市教育委員会

委員長 中 湖 喬

- 1 招集の日時 平成25年5月20日（月）午後2時から
- 2 招集の場所 教育委員会室
- 3 会議の事件
  - (1) 津市通学区域審議会委員の一部委嘱替えについて
  - (2) 津市学校給食事務改革推進協議会について
  - (3) 平成25年度津市一般会計補正予算（第1号）〈教委所管分〉について
  - (4) 工事請負契約について（神戸小学校）
  - (5) 工事請負契約について（久居東中学校）
  - (6) 工事請負契約について（白塚小学校）
  - (7) 工事請負契約について（一身田中学校）
  - (8) 工事請負契約について（高岡小学校）

津市選挙管理委員会告示第38号

平成25年7月28日任期満了の参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙に関し、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定により選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を次のとおり定める。

平成25年5月31日

津市選挙管理委員会  
委員長 坂口賢次

移替えをしない期間 平成25年6月14日から選挙期日まで